

○ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱

平成17年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成20年ふじみ野市条例第40号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物（以下「ごみ」という。）の衛生的かつ効率的な収集を図るとともに、住民の清潔で快適な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発指導要綱 ふじみ野市開発行為等指導要綱（平成17年ふじみ野市告示第210号）をいう。
- (2) 事業者 開発指導要綱第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (3) 建築主 専用住宅（併用住宅を含む。）及び集合住宅の建築主をいう。
- (4) 関係住民 ごみ集積所の利用資格を有する住民をいう。

(ごみ集積所の設置及び構造)

第3条 事業者又は建築主は、5戸以上の専用住宅又は入居数5世帯以上となる集合住宅等（第3項において「大規模住宅」という。）を建築しようとするときは共同利用施設としてごみ集積所を設置するものとし、5戸未満の専用住宅又は入居者数5世帯未満となる集合住宅等（第4項ただし書において「小規模住宅」という。）を建築しようとするときはごみ集積所の設置について市長が個別に判断するものとする。

2 ごみ集積所は、道路に面し、ごみ収集車が容易に横付けできる場所に設置しなければならない。この場合において、当該車両の停車位置が道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所であってはならない。

3 事業者又は建築主は、行き止まり道路に大規模住宅を建築するときは、当該開発敷地内にごみ集積所を設置するとともに、ごみ収集車が容易に方向転換できる空間を確保しなければならない。

4 設置するごみ集積所は、次の要件を満たすものとしなければならない。ただし、小規模住宅を建築する場合は、この限りでない。

- (1) 面積は、2平方メートル又はごみ集積所を利用する世帯数に応じ、1世帯当たり0.2平方メートル以上のうち、いずれか大きい方形の有効面積を確保すること。
- (2) 周囲はブロック積み（3段以上）等とし、床は水で洗い流せるようにすること。
- (3) 扉を付ける場合は、ごみの収集時には施錠しないこと。

5 事業者又は建築主は、開発指導要綱第6条に規定する開発行為等の事前協議を行う場合においては、ごみ集積所の配置図、構造図等を同条の事前協議書に添付しなければならない。

(ごみ集積所の利用及び収集の開始)

第4条 事業者又は建築主は、前条の規定によりごみ集積所を設置した場合において、その利用を開始しようとするときは、利用開始希望日の1週間前までに、ごみ集積所収集開始届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

（既存ごみ集積所の利用）

第5条 事業者又は建築主は、5戸未満の専用住宅又は入居数5世帯未満の集合住宅等を建築しようとするときは、当該建築場所に近い既存のごみ集積所を利用することとする。

2 前項の場合において、事業者又は建築主は、あらかじめ既存のごみ集積所に係る関係住民の同意を得るものとする。

3 事業者又は建築主は、前項の同意を得る場合においては、利用予定者に対する利用方法等の周知徹底を明示するなど、関係住民の不安解消に努めるとともに、誠意をもってこれを行うものとする。

4 第2項の同意を得られない場合、近隣にごみ集積所がないと認められる場合又は市長が特に認める場合は、新たにごみ集積所を設置することができる。この場合において、当該ごみ集積所は、第3条に規定する要件を満たさなければならない。

（ごみ集積所の管理）

第6条 ごみ集積所は、関係住民又は第3条の規定によりごみ集積所を設置した事業者又は建築主（以下「設置者」という。）が管理しなければならない。

2 関係住民又は設置者は、前項の規定によるごみ集積所の管理に当たっては、あらかじめ責任者又は管理者を定めておかななければならない。

3 責任者又は管理者は、市と関係住民及び関係住民相互の連絡調整並びにごみ集積所の管理上必要な指導に当たるものとする。

4 前3項の規定を遵守しない場合は、市長は、当該ごみ集積所のごみの収集を中止することができる。

（集積所の表示）

第7条 関係住民又は設置者は、ごみ集積所である旨を周囲から見やすいように表示しなければならない。

（ごみ集積所の変更等）

第8条 関係住民又は設置者は、既存のごみ集積所の設置場所を変更し、統合し、又は分離しようとするときは、あらかじめ市と協議し、その指示を受けるとともに、ごみ集積所（変更・統合・分離）届出書（様式第2号）により関係住民の同意を得た上、当該届出書を市長に提出しなければならない。

2 関係住民又は設置者は、当該ごみ集積所を廃止しようとする場合は、関係住民の同意を得て、廃止期日の1週間前までに市長に報告しなければならない。

（寄付等）

第9条 市は、ごみ集積所の寄付又は贈与の申出を受けないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置、利用その他の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。